

## ○制限付き一般競争入札実施要綱

平成17年4月1日

総第2号

### (目的)

第1 この要綱は、甲府市が発注する建設工事等の制限付き一般競争入札の実施に関する必要な事項を定めることにより、当該入札を適正かつ円滑に行うことを目的とする。

### (定義)

第2 この要綱において、「建設工事等」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に定める工事（以下「建設工事」という。）及び建設工事に係る設計、測量、不動産鑑定、地質調査、建設コンサルタント、補償コンサルタント及び土地家屋調査（以下「建設コンサルタント等」という。）をいう。また、「制限付き一般競争入札」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5の2の規定に基づき、必要な入札参加資格を定め、当該資格を有する者により行わせる入札方式をいう。

### (対象工事)

第3 制限付き一般競争入札の対象となる建設工事等（以下「対象工事」という。）の選定については、設計金額が概ね1,000万円以上の建設工事及び設計金額が概ね3,000万円以上の建設コンサルタント等を基準に甲府市工事請負等入札者指名選考委員会（以下「指名選考委員会」という。）に諮り決定する。ただし、次に掲げる建設工事等については、制限付き一般競争入札の対象としないものとする。

- (1) 緊急施工を要するもの
- (2) 専門性を有する等により、施工できる者が限定されているもの
- (3) 工事施工場所の地域的特性により、制限付き一般競争入札を行っても競争性が十分に確保されないと認められるもの
- (4) その他指名選考委員会が、制限付き一般競争入札で行うことが適切でないと認めたもの

### (入札参加資格)

第4 制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる要件を全て備えてい

るものとする。

- (1) 甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第4条の規定による資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者で、建設工事にあっては、契約締結日の1年7か月前の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受け、かつ、当該結果通知書を提示できるもの
- (2) 令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 対象工事に係る同種・類似工事の実績を有する者
- (4) 対象工事に関し、同種・類似工事（前号に掲げる工事）への施工従事経験と指定資格のある監理技術者又は主任技術者を専任で配置できる者
- (5) 「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止等の措置期間中でない者
- (6) 入札日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (8) 2者以上を構成員とする特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）方式で施工する対象工事にあっては、甲府市特定建設工事共同企業体取扱要綱（平成4年要綱総第1号）第5の規定に基づく構成員要件を満たし、当該共同企業体の結成に参加できる者であること。
- (9) その他市長が別に定める要件に適合する者  
(入札の公告等)

第5 対象工事を選定し、甲府市契約規則第5条に規定する公告をしたときは、その写しを行政経営部契約管財室契約課に備えるとともに、甲府市ホームページ等に掲載して周知に努めるものとする。

(入札参加申込)

第6 対象工事の入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」と

いう。) を市長に提出しなければならない。

(1) 入札参加資格に共同企業体を結成する旨が定められている建設工事の場合

- ア 入札参加資格確認申請書（第1号様式その1）
- イ 同種工事の施工実績（第2号様式）
- ウ 配置予定技術者の資格及び経験（第3号様式）
- エ 特定建設工事入札参加資格審査申請書（第4号様式）
- オ 特定建設工事共同企業体協定書（第5号様式）
- カ その他市長が必要と認める技術資料等

(2) 前号以外の建設工事の場合

- ア 入札参加資格確認申請書（第1号様式その2）
- イ 同種工事の施工実績（第2号様式）
- ウ 配置予定技術者の資格及び経験（第3号様式）
- エ その他市長が必要と認める技術資料等

(3) 建設コンサルタント等の場合

- ア 入札参加資格確認申請書（第1号様式その3）
- イ 同種又は類似業務の実績（第6号様式）及びその添付書類
- ウ 配置予定技術者の資格・業務経歴等（第7号様式）及びその添付書類
- エ その他市長が特に必要と認める資料

（入札参加資格の確認等）

第7 指名選考委員会は、入札参加申込者が提出した申請書等により入札参加資格の有無について確認審査を行うものとする。

- 2 行政経営部契約管財室契約課においては、前項による審査結果に基づき、入札参加申込者に対して入札参加資格の有・無の別を書面により通知しなければならない。
- 3 前項の規定により入札参加資格がないと認められた者は、その理由について書面により説明を求めることができる。

（入札参加資格の取消し）

第8 書類提出時に虚偽の申請を行った者又は第7第2項の規定による通知を受けた後、第4の資格要件を満たさなくなった者については、その参加資格を取り消すものとする。

(入札への参加)

第9 入札参加資格者は、入札執行に先立ち、第7第2項の規定による通知の写しを入札執行担当職員に提出しなければならない。

(その他の事項)

第10 この要綱に定めるもののほか、制限付き一般競争入札の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。